



## 第3章

# 交流の基盤をつくる

## （四国交流拠点都市）

市民生活や産業の基盤となる道路や上下水道、情報ネットワークなど社会資本の整備を進め、交流の基盤を強化します。

防災や治安においても先進的な取り組みを図り、本市のみならず四国内の情報、技術、ボランティア資源等が交流し、進取の精神に富むまちづくりをめざします。

## （市街地整備）快適で賑わいある市街地の整備



### 基本認識

- 都市計画は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保すること、即ち「住みやすく、働きやすい都市」を建設することを目的として、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、適正な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るとともに、都市施設の整備及び市街地開発事業を定めるものです。
- 本市においては、川之江地区、伊予三島地区、土居地区それぞれにおいて都市計画が樹立され、合理的な土地利用が図られていますが、今後は、市全体をとらえた総合的な都市整備の方針の確立と、地区の特性を活かしたそれぞれの地区にふさわしい将来像及びまちづくりの目標を定めることが必要です。
- 中心市街地について、平成6年2月に栄町、駅通り商店街でアーケードの整備及びカラー舗装、ラスト栄町でカラー舗装を設置し、商店街のイメージアップを図りましたが、買い物客の流れが中心市街地から郊外の大型店舗へと移行し、急速に空洞化が進みアーケード及びカラー舗装設置当時から商店数も数十店舗減少しました。

- 平成10年7月に中心市街地活性化法が施行されたのと同時に、旧川之江市中心市街地活性化推進協議会を設置し、平成16年2月に中心市街地活性化基本計画を策定しました。計画策定後は、商店街の活性化、市街地の整備改善のソフト・ハード<sup>\*</sup>両面から支援してきましたが、比較的小規模な事業にとどまり、買い物客の流れを吸収するまでには至っていません。
- 伊予三島地区の中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいえるべき地区です。
- 近年のモータリゼーション<sup>\*</sup>の進展や都市基盤の整備への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化等から中心市街地の空洞化が進み、人口の減少、少子高齢化の進展、空き店舗の増加などが進んできています。特に道路をはじめとする都市基盤の整備が遅れており、接道不良住宅が多く、老朽化が進んだ住宅等の防災上の課題が大きくなっています。
- 江之元地区は寒川漁港の拠点として、江戸時代初期より漁家を中心に形成されてきました。漁村としての特色を反映して民家が密集し、戦前に建築された木造住宅が多く痛みが激しく居住性が悪くなっています。
- 江之元地区は、道路が地区全体の10%程度しかなく、そのほとんどが4m未満の市道及び里道であり、公共施設は集会所が1箇所あるだけでその他公園等はありません。こうしたことから、四国中央市の中でも特に民家の密集が著しく、公共投資が困難な状況であり、日照障害、プライバシーの侵害、延焼の危険など多くの問題を抱えています。

## 基本方針

- 川之江・伊予三島の中心市街地においては、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、快適で賑わいある市街地環境を創出します。
- 再開発や住環境整備事業等の推進による個性豊かな市街地の整備を進めます。
- 周辺市街地においては、土地区画整理事業等による良好な住環境の確保を図ります。

## 計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
魅力ある市街地の整備	市街地の再整備の推進	中心市街地をはじめとする市街地において、再開発事業や住環境整備事業による再整備を進め、都市機能及び快適性の向上、魅力ある市街地の形成をめざす。	三世代ふれあいセンター建設事業 住宅市街地総合整備事業（江之元地区） 宮川周辺地区まちづくり事業（1-1の再掲）	整備区域内接道敷地率100%（江之元） 快適にいきいきと住み続けられるまちづくりの創造（宮川）
	土地区画整理事業の推進	良好な環境の住宅地を創出するとともに、適正な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の推進を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
	地区計画導入による地域整備の促進	良好な環境の住宅地形成を図るため、地区住民の理解を得ながら、地区計画の導入を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
市街地周辺地域の適正な市街化誘導	新たな市街化の適正誘導	バイパス沿線地区や市街地周辺などにおいて、計画的な都市基盤整備を進め、開発ポテンシャルを活かした秩序ある市街化の誘導を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
市街地の再整備の推進	三世代ふれあいセンター建設事業 住宅市街地総合整備事業（江之元地区） 宮川周辺地区まちづくり事業（1-1の再掲）	2,670,816

市民生活と産業活動、  
道路網の整備  
(道路)  
交流を支える

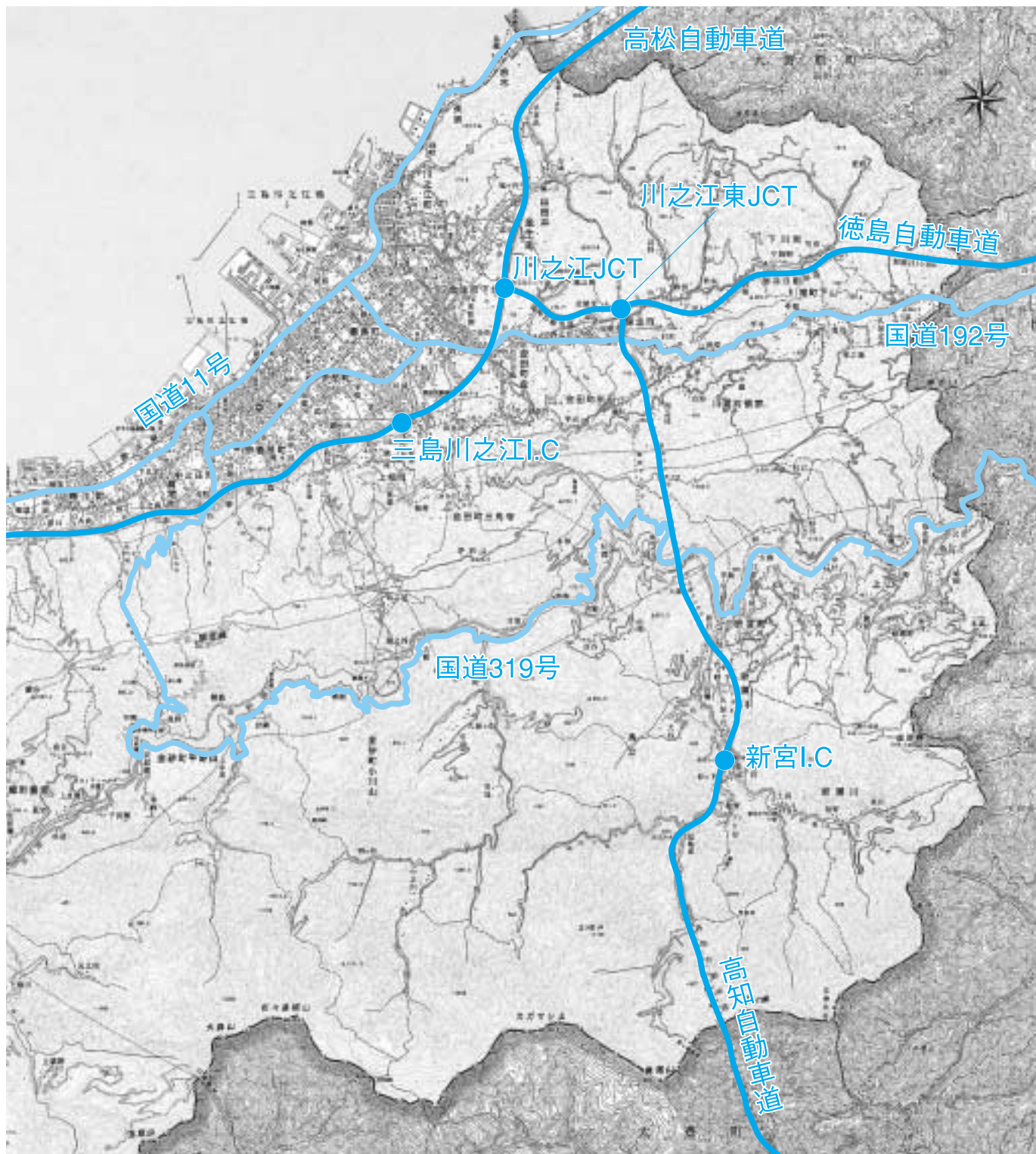


**基本認識**

- 本市の道路体系は、川之江地区、伊予三島地区、土居地区においては、東西に走る国道11号、国道11号バイパス、四国縦貫・横断自動車道と南北に走る国道192号を骨格とし、都市計画道路<sup>\*</sup>、県道、幹線市道が補完して成り立っています。
- 四国縦貫・横断自動車道の延伸や、重要港湾三島川之江港の整備に伴い、物流拠点づくりの受け皿となるべき幹線道路網の整備が急がれていますが、国道11号、192号をはじめとした市街地の幹線道路は、通行に占める大型車両の割合が高く慢性的な渋滞状況にあり、通過交通と地域交流の流れを整理、分流する円滑な道路体系の確立が急務です。
- 慢性的な交通渋滞を来たしている国道11号の交通量を緩和する為、11号バイパスが建設中であり、海岸沿においても都市計画街路事業、緊急地方道整備事業にて幹線市道を建設中です。
- 国道319号は、香川、徳島、愛媛の各県を結ぶとともに、高知県へのアクセス機能も兼ねる基幹道路です。この路線は、四国中央市街地と法皇山脈で分断されている同市富郷町及び新居浜市別子山とを結ぶ唯一の路線であり、新宮地区へも通じる緊急輸送路として、また、山岳地域における観光、産業振興など地域の活性化に欠くことのできない路線です。しかし、改良率は53.7%（平成15年4月1日現在）と低く、早期整備が望まれています。







高速道路・国道網



## 基本方針

- バイパスなど国・県道の整備促進による広域的な道路交通体系の充実を図ります。
- 市内の幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、市民生活に密着した生活道路の整備に努めます。
- 人にやさしい道づくりをめざし、道路景観の向上やバリアフリー化、道路緑化などに努めます。

## 計画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
幹線道路網 の充実	国・県道の 整備促進	広域的なアクセス向上を図るため、国・県道のより一層の整備充実、バイパスの早期整備を促進する。	一般国道11号川之江三島バイパス 国道319号法皇バイパス 川東村松線道路改築事業	平成20年代半ば完成 平成19年度完成 平成21年度完成
	都市計画道路 の整備	機能的な市街地の形成を図るため、未着工の路線の廃止を含めた見直しを行いながら、都市計画道路の積極的な整備を図る。	街路改良事業 (塩谷小山線)	平成20年度県道大野原川之江線に接続
生活道路の 整備	市道の整備	地域の生活環境の向上を図るため、市道の改良・舗装整備、側溝の整備を推進する。	地域環境整備事業 緊急地方道路整備事業 市町道路整備事業等(県単独補助) 市単独道路改良事業	市街地の道路渋滞の緩和 地域の活性化 交通安全の確保
道路環境の 向上	道路景観の 整備	国・県道や都市計画道路の整備に際し、植栽帯の整備による道路緑化を図るとともに、国・県・関係機関とともに適切な維持管理に努める。また、沿道景観の向上を図るため、信号機や街路灯などの構造物のデザイン化を図るとともに、市民・事業所の理解を促しながら、景観を損なう看板等の整理を図る。街路コンテスト等イベントを開催し、市民の街路への関心向上を図り、特色ある街路整備を促進する。	景観計画の策定	街並と一体化した道路景観の創出
	人にやさしい 道づくり の推進	高齢者や障害者の歩行、車いすや乳母車などの通行に配慮し、歩行者・自転車・自動車道の分離、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設など、人にやさしい道づくりを推進する。		バリアフリー化の促進による安全の確保

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
都市計画道路の整備	街路改良事業(塩谷小山線)	2,337,001
市道の整備	地域環境整備事業 緊急地方道路整備事業 市町道路整備事業等(県単独補助) 市単独道路改良事業	10,502,800



# 円滑な公共交通の確保 （公共交通）



## 基本認識

- JR予讃線は、瀬戸大橋の開通、電化などにより、移動時間が短縮され、利便性が大きく向上しましたが、高齢者や障害者など交通弱者対策として新幹線への乗り継ぎや待ち時間の解消が望まれています。
- 徳島・高知両県境に接していますが、公共交通はバスのみであり、沿線住民の利便性の向上のため、JR予讃線とJR徳島線を結ぶ鉄道建設が以前からの懸案事項となっています。
- 東西に細長い平野部は鉄道により分断されており、市街地の道路と鉄道の平面交差が交通渋滞の一因となっており、今後の交通量の増加に対応した整備が望まれています。
- 現行のバス路線は、主に国道を運行し、広域的な利便性に欠けているため、全市域を網羅した交通網の整備が望まれています。
- 合併に際し、新たな公共交通として浮上したコミュニティバス<sup>\*</sup>については、その後の研究において採算性や民間のバス、タクシー事業者との調整などの点から様々な問題点が指摘され、より広い視野からの検討が求められています。

## 基本方針

- 関係機関との連携のもとに、鉄道やバスのダイヤの充実、フリーゲージトレイン<sup>\*</sup>導入への受け入れ態勢の整備など、輸送力の維持・拡充を促進します。
- コミュニティバスについては、その形態をバスにとらわれることなく、タクシー業界等と連携したデマンド型タクシー<sup>\*</sup>の導入検討や、高齢者や交通弱者のバス、タクシー利用を助成するための施策を拡充するなど幅広く対応していきます。

## 計画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
鉄道輸送の 充実	鉄道輸送力の向上促進	ダイヤの充実や車両の充実など、鉄道輸送力の向上が図れるよう関係機関に働きかける。	陳情・依頼	関係機関への定期的な陳情
	鉄道駅の整備充実及び駅前整備推進	市内各駅の整備充実、バリアフリー化を促進するとともに、関係機関との連携のもと、計画的な駅前の整備を図る。	陳情・依頼 駅前環境の整備	関係機関と連携した整備の推進
バス輸送の 充実	バス路線・ダイヤの維持・拡充	市民生活の利便性の確保、広域的な交流の促進を図るため、関係機関との連携を図りながらバスダイヤの維持・拡充に努めるとともに、鉄道ダイヤとの結節機能の強化を促進する。また、高速道路インターバス停における既存高速バス路線の維持に努めるとともに、関西や中国地方などへの新規路線の停車を促進する。	陳情・依頼	関係機関と連携した広域間交通の充実
	市内循環コミュニティバス等の検討	コミュニティバス等の運行について、デマンド型タクシーの導入、焦点の合った公共交通利用助成策の推進など幅広い検討を進める。	デマンド型タクシー等の導入検討	平成18年度方針決定
公共交通機関利用の促進	バス等の利用の促進及びバリアフリー化	バス路線の維持、交通渋滞の緩和、排気ガス低減による地域環境の浄化を図るため、公共交通機関利用の推奨に努める。 また、バス車両の更新に際しては、低床式車両の導入などバリアフリー化を促す。	陳情・依頼 啓発事業	地域環境の浄化施策 車両等のバリアフリー化支援



### 基本認識

- 昭和45年に、三島港、川之江港が合併し、三島川之江港となり、翌年運輸省指定の重要港湾に指定されて以来、港湾計画に基づき数々の工業用地を生み出し、現在では水深15mの岸壁を有する四国最大級の港湾施設として、順調な基盤整備を続けてきたところです。
- 現在、臨海部に造成されている西部、金子地区に引き続き、寒川東部臨海土地造成事業も着手されましたが、いずれもその目的の一つは住工分離<sup>\*</sup>の促進です。
- 今後は、臨海部も含め産業用地の需要動向に応じた対応策が必要です。

### 基本方針

- 重要港湾三島川之江港の国際港としての機能強化、港湾区域に接続する幹線道路網の整備を促進し、高速道路網と連携した広域的な物流体系の確立をめざします。
- 重要港湾における旅客機能の整備による海上交通の確保を促進します。



## 計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
新たな地域 発展を支える 港づくり	国際化に対応した多目的ターミナル*機能の強化	高速道路網の整備により増大すると考えられるコンテナ輸送、輸送船舶の大型化に対応するとともに、コンテナターミナル施設、保税倉庫等の拡充による市内企業の国際競争力の強化、四国の物流効率化に貢献するため、国際海上輸送機能の強化を促進する。	金子地区多目的国際ターミナル整備事業	輸出入の増大による大型岸壁不足での滞船の解消 四国の海陸の物流拠点となる多目的国際ターミナルの整備
	輸送船舶の大型化等への対応	輸送船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備やそれに伴い必要となる航路・泊地の整備を図る。また、旅客機能の整備による海上交通の確保を促進する。	西部臨海土地造成事業 塩谷臨海部土地造成事業	水深15m・12m・7.5m岸壁の整備 ふ頭用地、港湾関連用地等7.4ha整備
	アクセス道路の整備	港湾地域と高速道路・インターチェンジを結ぶ幹線道路の整備拡充を図る。	国道11号線三島交差点の改良工事 川東村松線の整備事業 臨港道路整備事業	400mの交差点改良 交通拠点の連携強化をするため 861mの道路整備
人と環境にやさしく親しまれる港づくり	レクリエーション空間の整備	市民等が安全・快適に海浜レクリエーション活動を楽しめる空間の創出を図るため、階段護岸、遊歩道、駐車場等の整備を促進する。	金子地区シンボル緑地構想 金子地区休息緑地構想 大江地区休息緑地構想	イベント広場、シーメンズセンター*整備等 3.7ha 親水護岸、芝生広場等の整備 4.9ha 魚釣護岸、遊歩道等整備 1.8ha
	安全な港づくり	港内の静穏性を高め、船舶や港湾施設の安全強化を図るため、防波堤の整備を図る。また、漁船施設の老朽化対策、漁船・遊漁船を集約し、港湾の秩序ある運営を図る。	村松防波堤整備 川之江地区小型船だまり整備 金子地区小型船だまり整備	港湾施設の安全強化 小型船だまりの整備による漁船・遊漁船の集約化

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
国際化に対応した多目的ターミナル機能の強化	金子地区多目的国際ターミナル整備事業	1,929,800
輸送船舶の大型化等への対応	西部臨海土地造成事業 塩谷臨海部土地造成事業	4,193,750
安全な港づくり	村松防波堤整備 川之江地区小型船だまり整備 金子地区小型船だまり整備	514,700

（広域情報ネットワーク・広域連携・道州制）  
**四国中央地域県際交流圏の形成**



**基本認識**

- 本市は、愛媛県第5次長期計画において「県際交流圏」として位置づけられています。これは四国の中央地域にあり、愛媛県として唯一四国内の他県すべてに接している地域であることが理由です。
- 合併して1市となった今日、この県境を越えた広域的な交流圏の形成に果たす本市の役割はより明確なものとなってきました。

**基本方針**

- 四国中央地域の自治体で構成する「四国中央サミット」の連携を強化し、県境を越えた行政ネットワークの形成や防災・地域安全システムの構築、さらにはCATVやインターネットを利用した四国四県の各種情報提供などを図り、四県の顔が混在する新たな魅力ある都市づくりを進めます。
- 「道州制」について、本市の役割を踏まえ、関係機関へ積極的に働きかけていきます。

## 計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
県際ネットワークの形成	四国中央サミットの連携強化	四国中央サミット各自治体間の連携を強化し、情報交換、共同事業の実施に努める。		四国中央地域県際交流圏の確立
	行政ネットワークの形成	県境を越えた行政間の情報ネットワークや職員交流等に努める。		行政ネットワークの構築
	防災・地域安全システムの構築	県境を越えた災害時の応急・支援体制の整備や地域安全対策連携体制の構築を図る。	消防体制の見直し充実事業	充実率100%
道州制の導入促進	道州制の研究	国レベルにおいて検討が進んでいる道州制について、地域の視点から研究を進める。		国・県との連携による研究の推進
	道州制への対応	国の地方制度改革に対応したまちづくりに取り組むため、県や周辺自治体との連携を図りながら、積極的な対応を図る。		道州制に対応できる体制整備



# 地域の高度情報化の推進

(情報化)



## 基本認識

- 合併以前の地域公共ネットワーク整備により、市内の公共施設等（小中学校を含む）162箇所が光ケーブル<sup>\*</sup>で結ばれています。このネットワークを活用し、市内全域で格差の無い高度な情報ネットワークの構築を図ることが可能となっています。
- 市内全域で高速通信が利用できるCATVによる情報通信サービスの整備が進められています。

## 基本方針

- 市民生活の利便性や行政サービスのより一層の向上を図るため、学校教育や社会教育を通じた情報化に対応した人材の育成に努めます。
- 行政の情報化と連携しながら、CATVの整備、活用による地域の情報化を推進します。

## 計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民生活の 情報化促進	パソコン・インターネットの普及促進	市民に対するパソコン・インターネットの普及を促進するとともに、学校教育や生涯学習活動を通じた情報教育の充実に努める。	校内LAN*整備事業	小中学校100%
多様な情報 化の展開	行政内部における情報化の推進	出先機関も含めたインターネットの接続、基本的データの共有化、各種資料等のデータベース*化による業務の効率化を図る。	文書管理システム構築	紙文書の原則禁止
	行政情報サービスシステムの整備	市のホームページやCATVの行政チャンネルを介して市民と行政の情報交流の拡大を図る。また、公共施設利用や住民票発行等を行う情報キヨスク*の設置について研究を進める。	電子自治体構築	えひめ電子自治体推進協会への参加
	地域情報化の促進	農・工・商など産業面でのIT活用、保健・医療・福祉情報ネットワークなど、地域全体の情報化を進めるための総合的な施策の推進を図るための指針となる地域情報化推進計画を策定する。	第2次地域情報化計画策定	平成22年度策定・運用
	CATVの整備促進及び活用	地域情報ネットワークの基盤となるCATVの整備を促進するとともに、その積極的な活用を促進する。	ケーブルテレビ施設整備費補助(三セク*) ケーブルテレビ施設整備事業(自治体)	平成18年度整備完了 整備後の有効活用

## 主 要 事 業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
CATVの整備促進及び活用	ケーブルテレビ施設整備費補助(三セク) 255,000 ケーブルテレビ施設整備事業(自治体) 1,022,424	1,277,424

（水資源・水道）安全でおいしい水の安定した供給



**基本認識**

- 市内には、柳瀬ダム、新宮ダム、富郷ダムの3つのダムがあり、かんがい用水や工業用水、水道用水の供給を行っているほか、電力の供給に寄与しています。
- 水源地域の保全及び活性化を図る必要があります。
- 水道事業を取り巻く環境は厳しく、有収水量<sup>\*</sup>は減少傾向にあり、水道料金収入は平成10年度をピークに年々減収しています。有収率<sup>\*</sup>についても、計画的に老朽管の更新を行っているにもかかわらず、なお全国平均を下まわっており、これが動力費、薬品等の経費の増加を招いているのが現状であり、経費の削減と有収率の向上が課題となっています。
- 水道事業の使命である安全で良質な水を安定供給するため、地震等の自然災害から水道施設のライフラインとしての機能の向上を図るため、耐震性の強化と施設の更新事業を実施し、施設の効率的な運用と有収率の向上をめざします。
- 市民生活や産業活動等の多様化による水需要の増大に対応するため、事業の効率化とコスト削減に努め、財政・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を確立し、水道事業の活性化を図ります。



- 工業用水道は、地場産業にとって産業の血液と言えるほど非常に重要な役割を担っており、製紙産業の発展に欠かすことの出来ない産業基盤です。本市の工業用水道事業は、昭和50年度に新宮水系の一部営業を開始して以来、現在では柳瀬水系と富郷水系をあわせ3水系の事業を経営しており、日量約59万トンの給水能力を誇っています。
- 工業用水道全体の契約率は97.6%であり、ほぼ完売状態となっております。しかし、富郷工業用水道については、バブル崩壊後の景気の低迷を受け、契約率が88.6%と低迷しており、今後は同会計の収支改善のため、契約率の向上に努めていく必要があります。
- 工業用水道の施設面では、営業開始から30年近くを経過し施設の老朽化が進んでいることや当初計画に対し企業への給水量が大幅に変更となっていることなどから、既存の配水管では企業からの受水要望に応じられないなどの問題が生じています。また、経営面においては、景気の低迷等による未契約水量の増加や「設備先行投資型」事業であることによる多額の減価償却費や支払利息などが経営を圧迫する要因となっております。
- 工業用水道事業の安定経営のため、今後は、ビルの冷却用水や公園のせせらぎ水等雑用水としての利用促進を図るなど収益の増加に努め、市において検討することとしている地方独立行政法人化も含めて、より一層の健全経営に努めていくとともに、災害に強い工業用水道施設の整備をめざし、基幹施設や管路等の耐震化対策を進め、低廉で安定した工業用水の供給に努めていく必要があります。

## **基本方針**

- 水源の保全・確保及び水源地域の環境保全による水源涵養機能の維持・向上により水道水や工業用水、農業用水の確保に努めます。
- 水辺の快適空間の整備、防災に配慮した河川・水路の整備を図ります。
- 上水の供給については、水源の保全、水道施設・設備の計画的な整備・更新により安定した給水に努めます。
- 上水道事業及び簡易水道事業等の統合を視野にいれ、計画的な設備投資や総合管理システムの導入を検討し、水道事業の健全な発展をめざします。

計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
水資源の確保及び水質の保全	水源調査の実施	飲料用水源の水量及び水質を把握し、適正な利用を誘導することを目的とし、水源調査を定期的実施する。	次期水源開発調査	水運用体制の確立 給水の高度化
	水源の確保	今後の水道普及率の向上や使用量の増加に対応するため、新たな水源の確保について検討を進める。	水源確保の検討	水源の確保
	水質の安全性確保	安全で清浄な水道水を確保するため、定期水質検査を強化し良質な水の確保を図る。	水質検査の強化	良質な水の確保
水道施設の整備及び水道事業の統合	水道施設の計画的な整備・拡張	給水人口の長期見通しを踏まえ、計画的に浄水場や配水場の建設及び管路網整備を図る。	配水管布設事業 浄水施設更新事業 飲料水供給施設整備事業 川之江東南部地区配水統合事業	11地区の施設整備
	工業用水道施設の計画的な整備	老朽化した設備の更新を主とした工業用水道施設の計画的な整備を図り、安定した工業用水の供給を図る。	受電設備更新事業 計装設備更新事業	給水能力維持のための施設整備
	水道事業の統合	新市としての統一的な水道事業の展開を図るため、上水道事業及び簡易水道事業等の統合について検討を進める。	統合簡易水道施設整備事業	計画給水人口 8,500人 1日最大給水量 4,080m <sup>3</sup>
水道事業の健全財政	水道事業の健全性確保	水道事業の統合や新たな施設整備に対応しつつ、水道事業の健全性を確保するため、段階的な料金改定を検討する。	水道事業の統合 水道料金の統一化	経営基盤の強化
	工業用水道事業の安定経営	契約率の向上や事務の効率化を図り健全経営に努めるとともに、地方独立行政法人*化も検討する。		低廉で安定した工業用水道の供給

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
水道施設の計画的な整備・拡張	配水管布設事業 浄水施設更新事業 飲料水供給施設整備事業 川之江東南部地区配水統合事業	1,455,000
工業用水道施設の計画的な整備	受電設備更新事業 計装設備更新事業	335,000
水道事業の統合	統合簡易水道施設整備事業	1,888,126

## （下水道）快適な生活の実現と水域環境の保全



### 基本認識

- 公共下水道事業は、川之江処理区と三島処理区で昭和48年度に着手し、川之江処理区は昭和54年度、三島処理区は昭和55年度に供用開始し、全体計画面積2768.4ha、認可計画面積1596.1haで事業を推進しています。
- 平成15年度末の整備面積は1197.8ha、整備人口は49,667人であり、対人口普及率は51.9%です。
- 平成17年度～平成26年度では、汚水管の整備を推進して普及促進を図るとともに、浄化センターの老朽化した施設の改築・更新を行い、川之江処理区の合流式下水道の改善を行う計画となっています。なお、浄化センターの改築・更新と合流式下水道<sup>\*</sup>の改善には、多額の費用が必要であり、予算の確保が課題です。

### 基本方針

- 公共下水道事業による下水処理施設の整備を推進するとともに、施設の適正な維持管理、下水道事業の安定化に努めます。

## 計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公共下水道の整備	公共下水道事業の推進	公共用水域の水質保全と周辺環境、公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を推進する。	公共下水道事業	整備人口 53,400人 浄化センター改築・更新 合流改善

## 主 要 事 業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
公共下水道事業の推進	公共下水道事業	9,164,600



## 市民生活の基本となる 住宅・宅地の整備（住宅・宅地）



### 基本認識

- 住宅への入居者のニーズも多様化し、住まいに対する意識は広さだけでなく、性能・設備・安全性・景観等住環境整備へと多様化してきています。
- 生活様式の変化や、地域特性を踏まえた魅力ある住宅を供給することが必要です。
- 昭和30年代以降建設された市営住宅の多くが、設備面の老朽化や質の低下などにより建て替え時期を迎えており、耐震性の確保も含め、適切な維持管理に問題が生じています。
- 老朽化が著しく進行し、居住水準の低下している市営住宅の建て替えを計画的に推進し、市民が健康で安心して暮らせるよう、バリアフリーに配慮し、地域性を生かした住まい造りと魅力ある良好な住環境を整備する必要があります。

## 基本方針

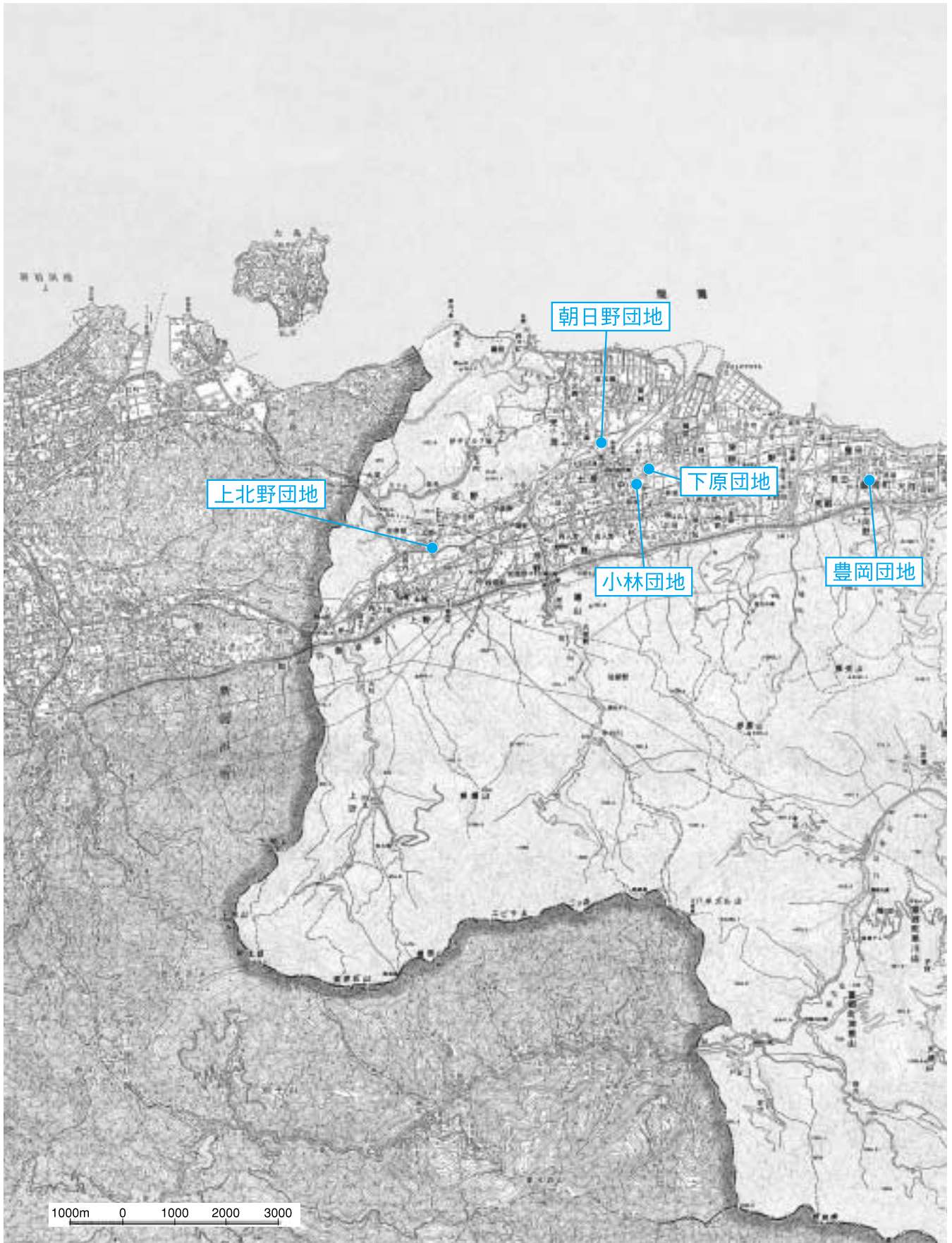
- 新たな住宅地の開発や土地区画整理事業、さらに民間開発の適正誘導による質の高い住宅地の計画的な供給を図ります。
- 住宅密集地区におけるミニ再開発を推進します。
- 市営住宅の維持管理と計画的かつ効果的な建て替え・改善による居住環境の向上を図ります。

## 計画

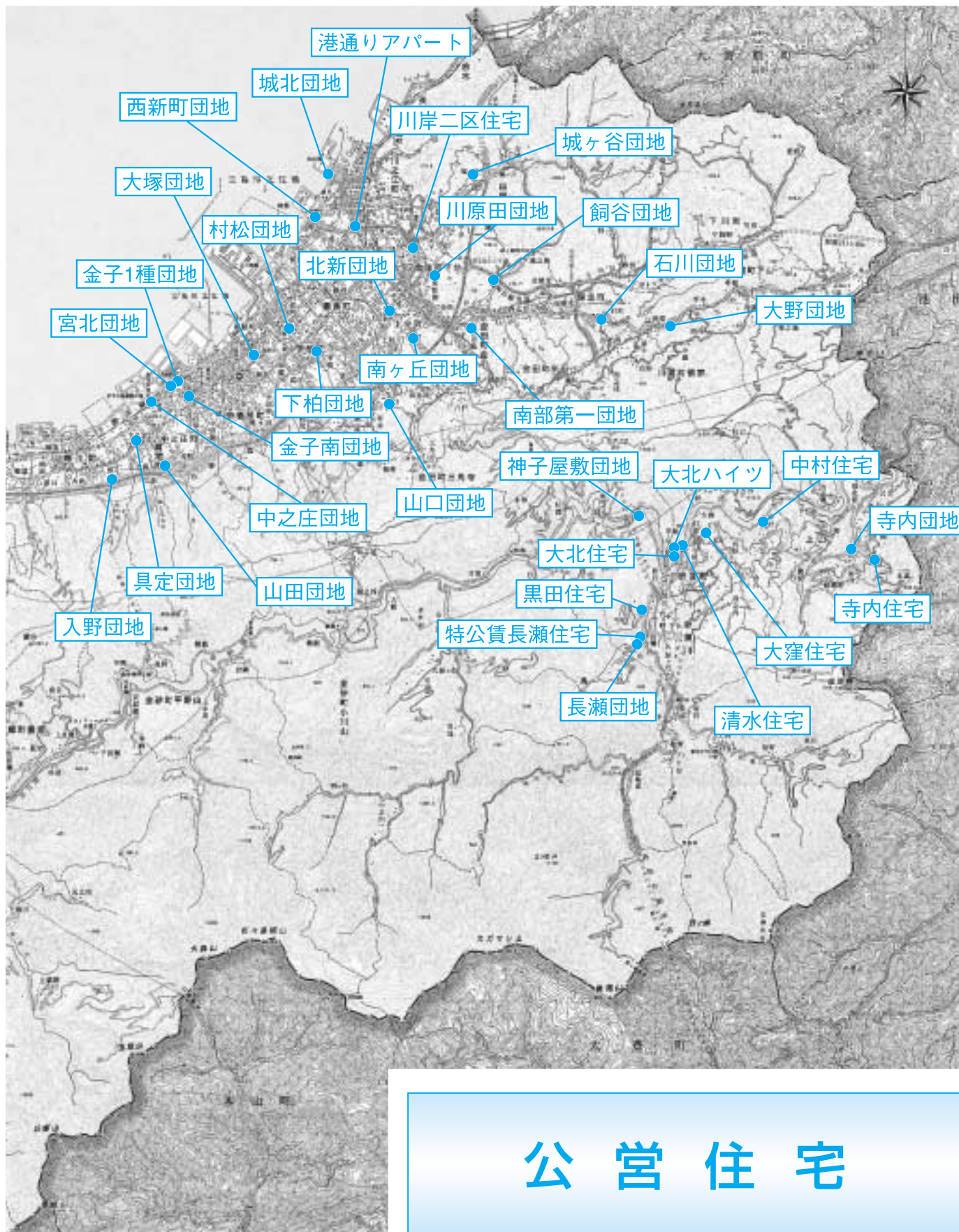
施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
質の高い住宅・宅地の供給	住宅取得の支援	定住促進を図るため、国・県制度との連携を図りつつ、住宅取得の支援に努める。		支援制度の改善による実効性の確保
	良好な住宅地の形成	計画的な住宅地の開発、土地区画整理事業等により良好な住宅地の形成を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
市営住宅の整備	計画的な建て替え・改善の推進	市営住宅の計画的な建て替え・改善整備を推進する。	住宅マスタープラン・ストック*活用計画策定 公営住宅整備事業	平成18年度策定・運用
	高齢者仕様住宅の確保	高齢化に対応し、高齢者仕様住宅の確保・充実を図る。	住宅マスタープラン・ストック活用計画策定	平成18年度策定・運用

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
計画的な建て替え・改善の推進	住宅マスタープラン・ストック活用計画策定 公営住宅整備事業	4,726,294







# 公 営 住 宅



(消防・防災・救急・救助)  
災害に強い防災都市づくり



**基本認識**

- 本市の常備消防力は、1本部1署5分署で構成、7台の救急車と特殊車両を含む23台の消防自動車を提供し「3分救急・5分消防」を目標に、あらゆる災害に強いまちづくりをめざしています。
- 近年の建築物の中高層化、大規模化等により、火災をはじめ各種災害は複合性を増しており、ひとたび災害が発生すると多くの尊い人命や貴重な財産が一度に失われる危険性が高まっています。さらに、東南海・南海地震が、いつ発生してもおかしくないと言われている今日、地震等の大規模災害において被害を最小限に食い止めることが最重要課題であり、耐震設備の整った拠点作りが不可欠で、消防本部をはじめ公共施設の耐震化や近代的消防力の強化が強く求められています。
- 本市は、急峻な地形など、水害やがけ崩れなどの災害を受けやすい自然条件を有しているほか、住宅密集地区での浸水被害も懸念されています。
- 東南海・南海地震の発生も懸念されており、その対策も急がれていることから、地域の防災体制の確立が求められます。

## 基本方針

- 常備消防（水防）体制の充実及び消防（水防）団組織の強化、防災施設の整備等による消防・防災対策の推進を図ります。
- 地域防災計画の策定及びこれを踏まえた防災体制の確立を図ります。
- 消防・防災訓練等を通じた防災意識の啓発や地域の自主防災組織の育成を図ります。
- 市街地におけるオープンスペースの確保や治山・治水事業の推進など、地域全体の防災機能の向上を図ります。
- 救急車両の充実や職員の資質向上及び救急救命士の育成などに努めます。

## 計画

施策の柱 （目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
消防・防火 対策の推進	常備消防体制の充実促進	常備消防体制の充実を図るとともに、県境を越えた広域的な支援体制を確立する。	消防体制の見直し充実事業	充実率100%
	非常備消防体制の強化促進	消防団活動の維持、育成により、火災などの災害の防御と被害の軽減を図る。	4消防団の統合	平成20年4月統合による強化
	消防関連施設の整備充実	消防施設、機材を充実し、火災等の災害の防御と被害の軽減を図る。	消防施設・設備整備事業	執行率100%
	防火査察・指導の充実	関係機関による、事業所等に対する防火査察・指導の充実を促進する。	防火査察の充実強化	防火対象物の査察100%
防災対策の 強化	地域防災計画の見直し及び周知	定期的に計画の見直しを行い、併せて市民に周知することにより、災害対策活動の円滑化を図る。	防災マップ作成	全世帯に配布による周知
	地震・台風災害への対応	大地震や台風等の災害に対する防災体制や施設の整備、防災訓練等の実施により、被害の拡大防止を図る。	防災出前講座の開催	行政と自治会等との連携強化
	防災施設、避難路等の整備	公共の拠点施設に防災倉庫等を設置することにより、避難所としての機能を高め地域防災の拠点とする。また、避難路の確保・環境整備を図る。	避難施設の改善	災害時要援護者対策として避難所等の環境整備
	自主防災体制の充実	地域ごとの自主防災組織を育成し、防災意識の高揚を図るとともに、有効な初期活動を支援することで被害の拡大を防ぐ。	自主防災組織育成	組織率50%
	防火・防災知識の普及及び意識の啓発	広報紙や消防団のパトロール、また各種防災訓練により、災害に対する知識の普及と意識啓発を図る。	春・秋季火災予防運動	市報、市ホームページへの定期的掲載

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
防災対策の強化	防災訓練の実施	総合防災訓練の実施により、職員及び住民の防災知識の向上と技術を習得させ、災害の未然防止と拡大防止を図る。	総合防災訓練を実施し防災知識の向上	四国中央市防災訓練 毎年実施 100%
	河川パトロール・通報システム整備等災害予測・警戒体制の強化	河川・堤防の巡視や気象情報の収集により、災害の発生を予測し、また、迅速な情報の提供により警戒体制を整える。		情報収集システムの確立 警戒体制の整備、強化
	防災行政無線の整備	防災無線の整備により、非常時に迅速な情報伝達の確保を図る。	防災行政無線整備事業	孤立対策の推進 備事業
河川・水路の整備及び環境の浄化	治山事業の推進	土砂崩れ等の災害発生を防ぐため、急傾斜危険箇所の調査及び速やかな治山事業の推進を図る。		県営事業推進の要望 市単独事業の推進
	河川改修等の促進	水害の予防を図るとともに、河川の美しさと自然環境を保全し、河川の公的利用を増進するため、河川改修等の整備を促進する。		環境に配慮した河川の早期整備
	幹線排水路の整備	市街化が進んでいる地域及び後背地の流域からの内水被害の浸水防除を図るため、幹線排水路の整備を推進する。		安全な住環境を確保するための早期整備
救急・救助活動の推進	救急救助体制の充実	救急救命士の増員や医療機関との連携強化により、救命率の向上を図る。	救急救命士の養成	養成率100%
	応急救護知識の普及	講習会の開催により応急救護知識の普及を図る。	応急手当普及啓発事業	受講者の向上

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
消防関連施設の整備充実	消防施設・設備整備事業	1,842,750
地域防災計画の見直し及び周知	防災マップ作成	3,000
防災行政無線の整備	防災行政無線整備事業	998,400
救急救助体制の充実	救急救命士の養成	21,570

# 安全な地域生活の確保 (地域安全・交通安全)



## 基本認識

- 複雑・多様化する犯罪に対応した防犯体制、啓発の強化、施設の整備など市民が安全に暮らせる環境づくりが必要となっています。
- 交通事故死亡者数は全国的に減少の傾向がみられます。しかしながら、飲酒事故の多発や高齢者の死亡事故増加、薄暮時の事故増加と深刻な問題が依然として挙げられます。
- 交通弱者といわれる子ども、高齢者等の交通事故を未然に防ぐためにも、歩道設置等の道路改良や交通安全施設の充実した整備を推進し、市民が安心して車社会の中で生活していける環境を整えなければなりません。

## 基本方針

- 関係機関や地域との連携のもとに防犯組織の強化、自主防犯体制の確立、防犯・暴力追放運動の強化を図ります。
- 広報等により、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 交通事故の未然防止に配慮した道づくりや規制の見直しを図りつつ、交通安全施設の整備を進めます。
- 関係機関・団体との連携による交通安全教育の推進及び各種交通安全キャンペーンによる交通安全運動の推進を図ります。



計 画

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
防犯体制の強化	地域防犯体制の強化	警察署や防犯連絡員及び各種ボランティア団体との連携により、防犯パトロールの実施を図る。また、地域住民の力で地域安全の確保を図るため、自治会における防犯体制の充実・強化を促進する。	四国中央市防犯協会との連携	防犯協会を主体とした防犯体制の強化
	防犯意識の高揚	防犯意識の啓発と地域犯罪の未然防止を図るため、警察署等関係機関との連携により市民に対する情報提供を促進する。		警察署と連携した情報提供方法の確立
	防犯・暴力追放運動の強化	警察署等関係機関との連携により、全市的な防犯運動、暴力追放運動の展開を図る。	四国中央市不当要求行為等防止対策要綱	要綱の運用
	防犯施設の整備	生活道路上の安全を確保するため防犯灯の整備を図る。また、CATV網を使った防犯カメラ等の整備について調査・研究を進め、犯罪の未然防止を図る。	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置等施設整備による防犯強化
安全な地域環境の創出	交通安全施設等の整備	通学路をはじめとして交通弱者に配慮し、信号機等交通安全施設の整備を図る。また、交通事故多発箇所や危険箇所の道路構造の改善を、国・県・関係機関との連携のもとに進める。	交通安全施設整備事業	交通事故の削減
	歩道の整備	高齢者や障害者、子どもをはじめとする歩行者の安全確保を図るため、通学路等における歩道の整備を推進する。	交通安全施設整備事業	快適で安全に利用できる環境の実現
交通安全活動の推進	交通安全意識の啓発	子どもから高齢者まで、交通安全意識の啓発と知識の普及を図るため、関係機関との連携により幼稚園・保育所、小中学校、高校、生涯学習の場や老人クラブ等の住民団体活動における交通安全教育の体系的な展開を図る。		各年代、各層別に月1回交通安全教室の開催
	各種交通安全キャンペーンの実施	年々増加する交通事故を抑止するため、交通ルールの厳守とマナーの向上、特にシートベルト・チャイルドシートの着用の推進と飲酒運転の追放運動の推進を図る。		月1回交通安全キャンペーンの開催
交通事故被害者の救済	交通事故相談の実施	交通事故による紛争等に苦慮する市民の援助のため、県の交通事故相談員による巡回相談を実施し、相談者の損害補償・事故に関する問題解決を支援する。		月1回本庁及び各総合支所で交通事故相談の開催

## 主要事業

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
防犯施設の整備	防犯灯設置補助事業	10,000
交通安全施設等の整備	交通安全施設整備事業	110,000
歩道の整備	交通安全施設整備事業	50,000

# 「人がまんなか」 であるために

まちづくりの主役はあくまでも「人」、市民であるということを改めて認識し、協働の精神を広く浸透させるとともに、一人ひとりの大切な命を守り、健康で安心できる生活を保障するなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

